

業務名 令和８年度札幌第４合同庁舎給排水設備点検・清掃等業務

	質 問	回 答
1	給水用ポンプ設備点検 ・手動操作確認を実施し圧力・電流値及び目視点検にて実施できる範囲。 絶縁測定は年に１度の年次停電で１次側の点検を実施しますが、異常があった場合の２次側測定若しくは半年に１回の測定という認識でよろしいでしょうか。	電気工作物の年次点検とは関係なく実施してください。
2	給湯設備点検 ・動作確認を行い異常（ガス漏れ・漏水）の有無を目視点検にて実施という認識でよろしいでしょうか。	現地を確認の上、建築保全業務共通仕様書（令和５年度）のうち各機器の該当する作業項目を実施してください。
3	排水設備点検・清掃 ・施設概要書に年度内２回実施とありますが、施設概要書に記載のある①雨水流出抑制槽②雨水貯留槽③機械排水槽④湧水槽も範囲に入っていますでしょうか。あくまで、排水管の清掃を年２回を実施という認識でよろしいでしょうか。	仕様書３施設概要に記載のものは対象となります。
4	排水設備点検・清掃 なお、他点検業務は年度内１回ですが、排水設備の点検は清掃と同じく年２回でしょうか。	年２回を考えています。
5	排水設備点検・清掃 また、①～④についての清掃は落ち葉・ゴミ（駐車場より流入するあらゴミ）の除去程度でよろしいでしょうか。	現場の状況を確認の上、適切な清掃方法を決定してください。
6	ねずみ・昆虫等防除業務 ・実施時期の発生しやすい場所ですが、機械排水槽・湧水槽等と記載がありますが、機械排水槽等記載の箇所は必須でしょうか。協議の上給湯室・トイレなど対象個所を発生しやすい箇所として変更は可能でしょうか。	代表例として記載しておりますので、現場の状況を確認の上、発生しやすい場所かどうか検討ください。